

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようと思わず、まずは各種無料相談窓口にご相談してみはいかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用と体温測定の実施にご理解、ご協力をお願いします。お出かけ前に、ご自宅で体温を測定し、37.5℃以上ある場合のほか、咳症状や倦怠感などがある場合は、相談を見合わせてください。相談会場でも体温測定を行い、37.5℃以上ある場合や咳症状がある場合などは、電話相談への切り替えや相談の延期などをさせていただきます場合があります。



10月の相談

静岡県之原市マスコットキャラクター

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。  
期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～12:00  
13:00～16:00  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

消費生活相談

契約トラブルや多重債務、通販、インターネット関連など、消費や契約に係る相談を受け付けます。  
期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～12:00  
13:00～16:00  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分で対応します。相談時には、参考となる書類などを持参してください。相談を受けるには、当日電話予約が必要です。

期日 10月7日(金)・21日(金)  
時間 10:00～12:00  
13:00～15:00  
会場 市民相談センター  
予約 8:30～  
当日電話予約のみ

市民相談センター ☎030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。事前予約可。  
期日 10月14日(金)・28日(金)  
時間 9:00～11:30  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。  
期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～17:00  
相談ダイヤル ☎054(646)6055

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。  
期日 月・火・水・金曜日  
時間 9:15～16:00  
会場 さざんか  
家庭児童相談室 ☎030083

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要です。電話相談になる場合があります。  
期日 10月21日(金)  
時間 13:30～15:30  
会場 市民相談センター  
東海税理士会島田支部 ☎0547@6575

行政相談 10月19日～25日は行政相談週間です

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。  
期日 10月7日(金)・21日(金)  
時間 10:00～12:00  
会場 市民相談センター  
市民相談センター ☎030088

介護相談

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。  
期日 月曜日～金曜日  
\*祝日を除く。  
時間 9:00～17:00  
(水曜日は19時まで)  
会場 さざんか  
長寿介護課 ☎030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。  
期日 10月16日(金)  
時間 13:30～16:00  
会場 さざんか  
地域包括支援センターオーリーブ ☎038822



\*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます



あなたが持っている住宅、  
**空き家**  
になっていませんか

自分や家族が住んでいた「家」を大切にしていますか? 「空き家」を放っておくと大変なことになります。適正な管理や活用をしましょう。  
問い合わせ 都市計画課 遠藤 ☎032633

**空き家の相続**  
空き家になる理由で一番多いのは、住んでいた人が亡くなり、別の場所に住む親族が相続するケースです。相続権は血縁関係をたどって渡るため、ご自身の身の周りで「空き家」になりそうな家がある場合は、早めに相続問題を整理しておくことが必要です。特に、相続人の関係が複雑な場合は、司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。

**空き家を放っておくと**  
空き家は、適正な管理が大切です。人が住んでおらず、管理を行っていない住宅は、傷みが早くなります。そのため、いざ空き家を活用しようとしても、修繕や害虫駆除などに多額の費用がかかってしまう場合があります。また、倒壊や放火、ごみの散乱や悪臭など、空き家もたらす悪影響で第三者に危害や損害を与えた場合、思わぬ管理責任を問われることとなります。さらに「特定空家等」に指定されると、固定資産税が高くなるほか、代執行の行政措置が行われた場合、その一切の費用請求を受けてしまうこともあります。

空き家の無料相談会を開催します

県が主催する「空き家に関する無料相談会」が、牧之原市で開催されます。空き家の管理・活用・処分・相続などの相談に、司法書士、税理士、建築士、宅建士などの専門家がご答えします。この機会に、空き家で困っていることを、プロに相談してみませんか。

- 日時** 10月10日(日) 午前10時～午後3時 (当日受付不可、要電話予約)
- 会場** 市役所棟原庁舎 4階会議室
- 申込方法** 電話で申し込む
- 定員** 20人(定員になり次第締め切り)
- 申込期限** 10月9日(土) 午後4時30分まで
- 申込先** 静岡県不動産流通活性化協議会事務局 ☎054(247)3823
- 注意事項** 感染症防止のため、相談日当日はご自宅で検温をお願いします。平熱を超えた場合は参加をご遠慮ください。



した不動産を売買するためには、相続登記を済ませる必要があります。土地や建物の権利を証明する唯一の手段です。